

仕 様 書

1 件 名

広島市立北部医療センター安佐市民病院解説・紹介本作成業務

2 目 的

がん治療などの高度医療と急性期医療に特化した新病院を紹介すること、日本のトップクラスの症例数を誇る整形外科手術や胃・大腸がんの内視鏡手術などの情報を地域に還元すること、他院との差別化や知名度・信用度のアップを図ること、医療連携に資すること、医師や看護師等の求人にも活用することなどを目的として、広島市立北部医療センター安佐市民病院の解説・紹介本を作成する。

3 委 託 期 間

契約締結日から令和4年10月31日（月）

4 作 成 部 数

3,000部（病院納品部数2,000部、書店販売部数1,000部）

5 業 務 内 容

(1) 解説・紹介本の作成

ア 受注者は発注者と連携を密にし、広島市立北部医療センター安佐市民病院の解説及び紹介を行う本を作成する。

イ 規格等

A4版 ヨコ組み 本文概ね160ページ オールカラー

ウ 作成までの大まかなスケジュールは別紙のとおりとする。

エ 業務内容の詳細について

- ① 作成本の企画内容案の提示
- ② 仕様・構成案の提示
- ③ 執筆要領の提示
- ④ 査読の精査・確認
- ⑤ 初稿、再稿、色稿
- ⑥ 写真点数、画素数の確認
- ⑦ 発注者が依頼したイラストの制作
- ⑧ 著作権の確認
- ⑨ その他作成に必要な事項

(2) 作成した本の販売

ア 販売定価案の提示

イ 販売書店、販売期間の提示

ウ 印税の提示

(3) 納品

ア 納期 令和4年10月14日(金)

イ 場所 広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号

地方独立行政法人広島市立病院機構

広島市立北部医療センター安佐市民病院 医療支援センター

(4) 留意事項

ア 成果品の所有権、著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、利用権は、発注者に帰属するものとする。

また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作者、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受注者において追うものとする。

イ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任と負担によりこれを処理・解決するとともに、発注者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

ウ 発注者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表(公開、配布、放送等)することができることとする。

エ 業務完了後に、受注者の帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

6 その他

(1) 本仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受注者は発注者と協議を行う。

(2) 本業務の着手及び完了にあたり、業務実施計画書又は業務工程表、業務完了報告書を提出すること。

(3) 受注者は、受注業務を再委託してはならない。

ただし、発注者が認める場合はこの限りでない。

(4) 発注者は、本仕様書に記載されている事項が誠実に履行されていないと認めた時は、契約期間中であっても、受注者と協議したうえで契約を解除できるものとする。

なお、これにより発注者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。